

# 岩手町社会教育関係団体活動支援補助金交付要綱

(平成23年岩手町告示第13号)

(目的)

第1 岩手町の社会教育及び文化芸術の振興を図る団体（以下「社会教育団体」という。）を活動支援するため、運営及び事業に要する経費に対し、予算の範囲内で岩手町補助金交付規則（昭和32年岩手町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助対象団体及び補助額)

第2 補助金の交付対象の社会教育関係団体及び額は次のとおりとする。

補助対象団体	補助額	
	運営費分	事業費分
岩手町婦人団体連絡協議会	20万円以内	毎年度予算の範囲内で町長が定める額
岩手町芸術文化協会	10万円以内	
岩手町PTA連合会	5万円以内	
岩手町郷土芸能団体連絡協議会	10万円以内	
浮島文化財保存会	5万円以内	

2 第1に規定する経費から次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。ただし、町長が必要と認める場合を除くことができる。

- (1) 団体の構成員の飲食費
- (2) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等  
(申請の取下げ期日)

第3 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、補助金交付の決定通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(前払金)

第4 補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手町社会教育関係団体活動支援補助金前金払請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(提出書類期日及び様式)

第5 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は別表のとおりとする。

別表（第5関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出年月日
規則第3条の規定による書類	岩手町社会教育関係団体活動支援補助金交付申請書	第1号	2	別に指示する月日
	1 事業計画書	第2号	2	
	2 収支予算書	第3号	2	
	3 その他町長が必要と認める書類			
規則第5条第1項第2号及び第3号の規定による書類	岩手町社会教育関係団体活動支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書	第4号	2	変更（中止、廃止）の生じた日から15日以内
	1 事業計画書	第2号	2	
	2 収支予算書	第3号	2	
	3 その他町長が必要と認める書類		2	
規則第12条の規定による書類	岩手町社会教育関係団体活動支援補助金請求（精算）書	第5号	2	別に指示する月日
	1 事業実績報告書	第2号	2	
	2 収支精算書	第3号	2	
	3 その他町長が必要と認める書類		2	